

イメージ2 (宣言に基づく取組) 資料1-2

宣言に基づく取組

【方針1】

私たちは受動喫煙の健康への影響について認識を共有します。

【市民】【事業者等】

- 受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、他の人が受動喫煙にさらされないように配慮します。
- 20歳未満の人や妊婦、患者など受動喫煙の健康への影響が大きい人には特に配慮する必要があることを認識します。

【関係団体】【行政】

- イベントなどあらゆる機会を通じて、受動喫煙の健康への影響について正しい知識を広く周知啓発します。
- 子どもたちに受動喫煙の健康への影響や喫煙のリスクを教え、自らの健康を将来にわたって守るための知識について学ぶ環境をつくります。
- 行政は、保健医療機関と連携し、受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資料を作成し、周知啓発を行います。

【方針2】

私たちは胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守ります。

【市民】【事業者等】

- 20歳未満の子どもたちや妊婦が、受動喫煙にさらされないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。
- 喫煙者は、20歳未満の子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。
- 20歳未満の子どもたちが参加するイベント等では、できるだけ禁煙を呼びかけます。また喫煙を認める場合は、喫煙できる場所を明確にし、歩きたばこによる火傷や受動喫煙が生じないようにします。

【関係団体】【行政】

- 妊娠時などできるだけ早期に、保護者に対し受動喫煙が子どもの健康に与えるの影響を知る機会や情報を提供します。
- 歩きたばこや20歳未満の子どもたちや妊婦の近くで喫煙を行わないことへの協力について周知啓発します。

【方針3】

私たちは労働者を働く場所での受動喫煙から守ります。

【市民】【事業者等】

- 改正健康増進法を順守し、定められた受動喫煙対策の措置を取ります。
- 受動喫煙を防止するため、事業者等は施設内の喫煙ルールを明確にし、周知徹底を図ります。労働者は、決められたルールを守り、受動喫煙が生じないようにします。
- 事業者は、労働者の健康を増進する取組（禁煙教育など）や、20歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行うよう努めます。

【関係団体】【行政】

- 健康診断時や事業者への研修会などの機会をとらえ、禁煙勧奨などの健康についての助言を行うよう努めます。
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」による職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。

【方針4】

私たちはさっぽろを訪れる人を受動喫煙から守り、きれいな空気でもてなします。

【市民】【事業者等】【関係団体】【行政】

- 利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口には、施設内の喫煙環境（喫煙可・禁煙）をわかりやすく表示します。
- 施設利用者の受動喫煙を生じさせないよう施設の出入口には、吸い殻入れなどを置きません。
- 喫煙しながら飲食できる場所のある飲食店は、宣伝・広告を行う際には、その旨を明記します。

【方針5】

私たちは禁煙したい人を支援します。

【市民】【事業者等】

- 職場でも家庭でも、身近な人が禁煙をする時には、禁煙が継続できるよう励まし協力します。

【関係団体】【行政】

- 行政や関係機関は、禁煙をしたい人に、禁煙外来の受診勧奨や禁煙についての情報提供を行い支援します。